

岩倉市下水道使用料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市下水道条例（平成6年岩倉市条例第2号）第28条の規定による使用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(排出量の認定方法)

第2条 メーターの異常その他の理由で排出量が不明な場合の排出量の認定は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 前年と同期の排出量による。
- (2) 前号によることができないときは、前2期の平均排出量による。
- (3) 前2号のいずれにもよることができないときは、通常排出されると推定される水量による。

(使用料の減免理由)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減免することができる。

- (1) 地中に埋設した給水装置の破損又は腐食等による漏水のとき。
- (2) 地上に設置された給水装置の破損又は腐食等による漏水で、発見しがたい箇所するとき。
- (3) 前2号のほか、市長が認めたとき。

(使用料の減免)

第4条 前条に規定する減免は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 前条第1号及び第2号に規定する使用料の減免は、メーターの点検に基づく使用排出量から第2条の規定により認定された排出量を除いた水量を減免算定水量とし、減免額を算定するものとする。
- (2) 前条第3号に規定する減免は、使用状況その他の事情を考慮して、減免額を算定するものとする。

2 前項の減免する期は、1期分（2か月）を限度とする。

(減免の適用除外)

第5条 第3条の減免理由に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、その適用を除外する。

- (1) 所有者又は使用者が漏水の事実を知りながら放置していたとき。
- (2) 所有者又は使用者が給水装置の十分な管理を怠ったため発生したと思われるとき。
- (3) その他市長が使用料を減免することが適当でないと認めたとき。

(減免の申請等)

第6条 使用料の減免を受けようとする者は、岩倉市下水道条例施行規則（平成6年岩倉市規則第3号）第23条に規定する使用料（占用料）減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、岩倉市上水道使用水量の認定及び料金の軽減に関する規則（平成14年岩倉市規則第19号。以下「軽減規則」という。）第6条第1項に規定する水道料金軽減申請書に市指定給水装置工事事業者からの漏水修理の完了証明を受けたものを市長に提出した場合は、これを省略することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、審査結果を当該申請者に通知しなければならない。ただし、前項ただし書に規定する提出があった場合で、軽減規則第6条第2項に規定する通知が行われたときは、これを省略することができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。